

農地法の許可申請受付メ切日は毎月 10 日です。

潮来農委だより

第 70 号

発行者 潮来市農業委員会
 編集者 広報委員会
 TEL 63-1111
 内線 271・272



全体研修会 神奈川県平塚市：JA全農 営農・技術センター（6月）



全体研修会



行方地域協議会研修会



イモ苗植え体験（大生原）

◆ 主な内容 ◆

- ◇平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画、他…P. 2
- ◇農業委員会全体研修会に参加して…P. 3
- ◇農業委員会行方地域協議会研修会に参加して…P. 3
- ◇農地利用最適化推進委員になって、他…P. 4
- ◇農地中間管理事業に関する事…P. 5
- ◇農業者年金に関する事…P. 6
- ◇農業改良普及センターからのお知らせ…P. 7
- ◇農業委員会活動報告、他…P. 8

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、下記のとおり計画が決定されました。

1. 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (29年4月1日現在)	管内の農地面積 (A)	これまでの集積面積	集 積 率
	2,165 ha	384 ha	17.74 %
目 標	集積面積 414 ha (うち新規集積面積 30 ha)		
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等を活用し、農地中間管理事業等の周知を図る。 ・ 農地利用最適化推進委員会を中心に関係機関と連携を取りながら利用権の設定を推進する。 		

2. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の状況	28年度新規参入者数	新規参入者が取得した農地面積
	0 経営体	0 ha
目 標	1 経営体	0.5 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携を取りながら、新規参入者の支援体制の整備を図る。 ・ 年間を通して、新規参入者に対して、相談活動等を実施する。 	

3. 遊休農地に関する措置

現 状 (29年4月1日現在)	管内農地面積	遊休農地積面積	割 合
	2,165 ha	26 ha	1.20 %
目 標	遊休農地の解消面積 1.0 ha		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数 (実数)	調査実施時期
		21 人	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査結果取りまとめ時期	調査結果取りまとめ時期
		11月～12月	12月～1月

4. 違反転用への適正な対応

現 状	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
	2,165 ha	0.3 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違反転用を発見次第、関係機関と連絡を取り、早期是正に努める。 ・ 広報誌等を活用して、違反転用の防止について周知を図る。 ・ 9月～10月に全地区を対象に農地パトロールを実施する。 	

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締 切 日 毎月10日
 農地農政相談日 随 時
 現地調査日 毎月18日
 総 会 日 毎月25日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

議案審査の状況を公表します。

期間：平成29年1月～平成29年6月
 農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	4件	3件	5件		2件	2件
農地法第4条 (自己転用)				1件		
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)	1件	3件	2件	2件	1件	3件
利用権の設定 (農業経営基盤強化促進法による)	4件	31件	79件	39件	4件	3件
農地の現況確認証明		2件				1件
その他		1件	2件		2件	

農業委員会全体研修会に参加して

農地部会 宮本 三千男

六月二十八日から二十九日に市農業委員会の全体研修会が実施され、農業委員、推進委員、事務局職員、合計十六人が参加しました。

研修先は、神奈川県平塚市にある「JA全農営農・技術センター」です。同センターは、昭和三十七年に開設され、生産者が求める「省力・低コストの農業生産」、消費者が求める「安全・安心」でおいしい「農畜産物」に定めることを目的に技術的な側面から業務に取り組んでいるということで、農産物商品開発室、農薬研究室等七つの室があり最先端技術の研究、開発を行っています。



す。今回の研修で、全国各JA、市場から年間約二千件の残留農薬の分析の依頼があること、さらに、現在開発をしている難防除病害虫・雑草に効果が高く、省力的な新農薬の開発等最先端の開発状況等を研修いたしました。

今後、大規模経営が増えていく中で、省力的な農薬等資材の需用が不可欠だと考えますので更なる開発を期待いたします。

最後に、農業委員として、今回の研修会で学んだ事を今後の活動に生かしていきたいと思えます。



農業委員会行方地域協議会研修会に参加して

農地部会長 吉川 吉之助

七月六日（七日）に農業委員会行方地域協議会研修会が実施され、行方市・潮来市農業委員会から農業委員、事務局職員、各六人、合計十二人が参加しました。研修先は、長野県松本市の（株）長印松本支社及び上田市の（有）信州うえだファームの二カ所で開催を受けました。

一日目は、松本市公設地方市場の卸売業者である（株）長印松本支社において、地方市場の青果物等の入荷状況及び茨城県産、JAなめがた産青果物の取扱状況等の研修を受けました。地元（株）JAなめがたから、サツマイモ、レンコン等の野菜の入荷があるということでした。

二日目は、（有）信州うえだファーム（JA信州うえだの子会社）で「地域活性化に向けたJA子会社の挑戦」ということで、農業従事者の高齢化、担い手不足が進む中で、耕作放棄地の増加等があり、JA自らが地域農業を守る必要性に迫られ、活力ある地域振興を目指すという目的で平成十二年三月に設立されました。事業は、耕作放棄地の再生利用事業として、耕作放棄地を再生し、ジャガイモ、タマネギ等を栽培して給食用に供給する事業。更に、二ヘクタール規模のワイン用ブドウの生産団地を造成し、新たな担

い手（新規就農者等）へ売渡を行う事業などを行っております。また、新規就農者育成事業としては、JAうえだ方式ということで農の雇用事業等の各種補助事業を活用して、新規就農を目指す農業後継者、新規参入者等を直接雇用し、栽培技術及び経営管理習得のための研修を2年間実施し、圃場は、信州うえだファームが借りた農地を提供、研修後は、その圃場を引き継がせて農家として自立させ、独立就農時には、農地、住宅等の紹介、斡旋、地域への受け入れの支援を関係機関と連携して行っているということでした。

耕作放棄地の再生利用及び新規就農者の育成という難しい課題に、地域に合った取組を行って地域の活性化が図られている状況を見て大変勉強になりました。



農地利用最適化推進委員になつて

農地利用最適化推進委員 関 沢 勝 衛

平成二十八年四月一日に改正農業委員会法が施行され、農業委員会に農業委員十二名の他に、新たに農地利用最適化推進委員六名が委嘱を受けました。

推進委員は、担当地区内において担い手農家への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入者の促進等の農地の利用の最適化の推進を行ないます。

昨年の五月に委嘱を受けてから、これまで、毎月一回推進委員会議を開催して、農地法の研修、情報交換等を行い、また、農地利用状況調査を実施して遊休農地等の実態把握等の活動を行なってきました。

当初は、具体的に、何をやらなければならないのか漠然としていてわかりませんでした。現在では、



利用権の更新時の仲介、また、農家から農地貸借の相談等を受けたりして少しずつ活動も増えてきております。

ただ、活動を通して、農地の利用集積一つを取っても、諸々な課題があり、これらを解決して集積に結びつけるには、大変な労力が必要であり、関係機関の皆様の協力がなければできないことだと思いました。

最後に、農地等の利用の最適化の推進を通して、担い手農家への支援を行い、少しでも、地域農業の活性化にお役に立てればと思います。

◆ 全国農業新聞 ◆

全国農業新聞は、農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめられています。

全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や、地域独自のイベント情報などの提供も行っています。

農業情報が満載「全国農業新聞」で、一歩進んだ農業経営と豊かな家庭を！

発行日 / 毎週金曜日 購読料 / 月700円

お申し込みは、農業委員会へどうぞ (☎ 63-1111、内線 271・272)

農地利用状況調査

(農地パトロール)にご協力ください

農地法の改正により、農業委員会では毎年1回、区域内にある農地の利用状況について調査を行うことになりました。(農地利用状況調査の実施が義務付けられました。)

本委員会では、平成29年度においても、9月～10月にかけて、農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します。なお、調査の際には、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員等が、農地に立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

農地は、食料の生産基盤であると同時に、国土・環境の保全、水源の涵養等、多面的な機能を有しており、地域の貴重な財産です。

しかし、近年、担い手農家の高齢化、後継者不足により、遊休農地が増えてきています。

耕作されないと、雑草や雑木が繁茂し、病害虫の発生源

ます。

なお、調査の結果、遊休農地を把握したときは、所有者等に対し「利用意向調査」を実施し、利用可能な農地につきましては、農地中間管理事業等を活用して担い手農家へ

農地を集積し、農地の有効利用を促進していくこととなります。



農地の適正な管理について(お願い)

となり、また、有害鳥獣の潜伏や産業廃棄物等の不法投棄が懸念され、周辺農地や近隣住民の方に大変な迷惑を及ぼすこととなります。

農地を遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間等が必要で、農地の所有者の方は、耕起、草刈り等を行い適正な管理をお願いいたします。

農地中間管理事業の メリット措置

平成29年
春夏版

引き続き
支援します



茨城県マスコット
ハッスル黄門

茨城県農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、次のような支援が受けられます。

地域の取組への支援

● 地域集積協力金 ●

地域における話し合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域の取組を支援します。

交付対象 市町村内の地域

※「地域」とは、集落・学区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

交付単価

10,000円~15,000円 / 10a

交付要件

① 機構への貸付割合

地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること

② 新規面積の割合

機構に貸し付ける農地のうち新たに担い手へ集積される農地の割合が25%以上となること

※新規面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が下がります。



協力金の使途

地域が市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

個々の農地の出し手への支援

● 経営転換協力金 ●

交付対象 機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

交付要件

全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

交付単価

10,000円~20,000円 / 10a

例) 1haの場合は 100,000円~200,000円 / 戸

※交付上限額は700,000円 / 戸となります。
 ※遊休農地の所有者は、解消する必要があるので、各市町村に相談してください。
 ※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。
 ※固定資産税の軽減措置が受けられる場合があります。

● 耕作者集積協力金 ●

交付対象

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸付けに協力した農業者

交付要件

農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

交付単価

10,000円 / 10a

※遊休農地は対象になりません。
 ※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。



今回のメリット措置は、平成29年2月1日から平成29年10月末日までに各市町村農業委員会の総会で農用地利用集積計画が決定されたものが対象となります。

※交付単価は、国予算の動向や集積実績によって、変わる場合もあります。

※詳しくは、潮来市役所産業観光課農政グループ(☎ 63-1111)までお問い合わせ下さい。



農業者年金に 加入して 安心して豊かな老後を



- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族（死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金として支給されます。

6 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

独立行政法人 農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員)

TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)





(写真1) 青味率約10%の状態

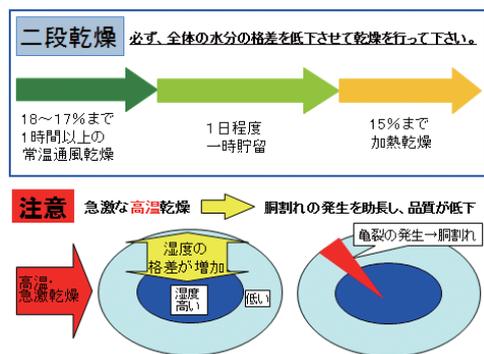


図1 乾燥調製の注意点

農業改良普及センターからのお知らせ

高品質米生産のための適期収穫と乾燥調製

品質の高い美味しいお米を消費者に届けましょう

○適期収穫

早刈りは帯緑粉（青味粉）が少なく、千粒重が軽くなり、収量が低下します。刈り遅れは胴割粒が多くなり、品質が低下します。

収穫時期は品種にもよりますが、帯緑粉が10%になった時です。この時から帯緑粉が5%になるまでの約5日間が収穫適期です。計画上、刈遅れが予想されるときは、適期より2～4日程度前から収穫することも可能です。帯緑粉率による品種別収穫開始の目安は

表1を参考にしてください。

なお、帯緑粉率の確認方法は次のとおりです。

- ① 平均的な生育の5株を選び、草丈が最も長い茎から穂を採取する。
- ② 穂を2枚のカルトンで挟み、穂を引いて脱穀し、軽く吹いて不稔粉を飛ばす。
- ③ 帯緑粉数を全体の粉数で割り返し、100を掛けて帯緑粉率を出す。

帯緑粉の判定には白いカルトンを使うと分かりやすく、穂を採取しやすく確認しないと青味が抜け、判定不能となります。

収穫作業は、稲や籾の水分が高いとコンバインの燃費を悪化させ、籾詰まりの原因となるので、籾水分が24%以下になる午前10時以降に行いましょう。

品種が変わる時は、異品種混入を避けるため、必ずコンバインの清掃を行って下さい。乾燥機も同じです。

○乾燥調製

発酵米を防ぐため、収穫した籾は速やかに乾燥を行います。乾燥は品質向上のため、1時間以上の常温通風を行い、籾の水分格差を小さくしてから、毎時乾減率0.5～0.8%で乾燥します。

籾水分が高く、ばらつきが大きい場合は、二段乾燥とし、一旦、籾水分を18%程度にし、調質休止を行い、水分を均一化してから、仕上げ乾燥を行って下さい。

なお、刈遅れの場合は胴割粒が発生している可能性がありますので、毎時乾減率を0.6%以下として下さい。

急激な乾燥は胴割粒の発生を助長します。最近では乾燥機がコンピュータ制御となっているので、収穫時の籾の状態に応じ、適切なモードを選んで下さい。

また、青未熟粒の混入率は乾燥停止後の水分変化にも影響します。表2を

参考にして下さい。

現在、水稲うるち玄米の検査規格で水分の最高限度は15%（当分の間、この数値に1%加算したもの）となっています。過乾燥米は食味を低下させ、燃料費等の損失となるので注意しましょう。

調整時のグレーダーの網目は1.8mm以上のものを使用して下さい。また、着色粒が多い場合は色彩選別機によって取り除くことができます。

適期収穫や適切な乾燥を行い、品質の高い美味しいお米を消費者に届け、潮来市産米の評価を高めましょう。

表1 品種別帯緑粉率による収穫開始の目安

品 種	帯緑粉率	出穂後日数
一番星	10～20%	32～35日
あきたこまち	10%	35日
コシヒカリ	10%	40日

※出穂後日数は気象条件により変動します。

表2 青未熟粒率と乾燥停止後の水分変化

青未熟粒率	水分変化
5%以下	0.5%低下する
6～14%	ほとんど変わらない
15%以上	0.5%増加する

行方地域農業改良普及センター
電話 0299(72)0256

農業委員会活動報告 (前期分)

1月17日	農政部会・推進委員会議	5月25日	農地中間管理事業研修会
19日	農地部会	5月	5月定例総会
21日	新春賀詞交歓会(開花亭)	潮来市認定農業者連絡協議会総会	
24日	市町村農業委員会会長研修会 (水戸市)	27日	水郷潮来あやめまつり大会開会式
25日	1月定例総会	29日	全国農業委員会会長大会 (東京都)
2月7日	行方地域農業改革フォーラム (行方市・レイクエコー)	6月2日	農業委員会行方地域協議会理事会 耕作放棄地解消作業(いも苗植 え体験学習) 潮来小学校
17日	農地部会	19日	農地部会・推進委員会議
20日	農地利用最適化推進委員会議	22日	茨城県農業改革推進大会 (ひたちなか市)
21日	農政部会・農作業標準賃金協議会	26日	6月定例総会
27日	2月定例総会	27日	行方地域農業改良推進協議会通 常総会(行方市)
3月1日	農地を活かし担い手を応援する 運動推進大会(大洗町)	28日	市農業委員会全体研修会(神奈 川県平塚市)(28日~29日)
10日	農業委員会行方地域協議会理事会 (行方市)	30日	茨城県農業会議総会(水戸市)
17日	農政部会・推進委員会議	7月3日	霞ヶ浦・北浦治水利水環境促進 同盟会総会
21日	農地部会	6日	農業委員会行方地域協議会研修会 (長野県)(6日~7日)
27日	3月定例総会	10日	行方地域農業振興協議会総会 (潮来ホテル)
4月17日	農政部会・推進委員会議・農地 部会	13日	常陸川水流調整対策協議会総会
20日	農業委員会行方地域協議会定期 総会(行方市)	14日	農地集積・集約化の推進に関する 研修会(ひたちなか市)
25日	4月定例総会	19日	農地部会
27日	道の駅いたこ新鮮市場「伊太郎」 竣工式典	20日	推進員会議
5月14日	あやめ園整備事業	25日	7月定例総会
16日	農業委員会会長・局長会議		
17日	(大洗町)(16日~17日)		
17日	農政部会・推進委員会議		
18日	農地部会・運営委員会		

今年も潮来小1・2年生がイモ苗植えを体験 — 耕作放棄地解消事業 —

6月2日、今年も潮来小学校の1・2年生約70人が、大生地内の再生畑でサツマイモの苗植えを体験しました。

農業委員会が耕作放棄地解消事業の一環として20アールの畑を再生して5年目です。今年も、ベニアズマ、ひめあやか、シルクスイートの3品種のイモを植えました。秋には、イモ掘り体験、試食会を予定しています。



編集後記

昨年の四月に農業委員に就任して、大変良い経験をさせて頂きまして、感じたことを書いてみようと思います。

私達、農業委員・農地利用最適化推進委員も、当初は、自分の役割が何なのか、何をすべきか五里霧中の中でしたが、一年半が経ち、委員会活動に積極的に取り組んでいるところです。また、女性の活躍する時代といわれて久しい昨今、本農業委員会にも一名の女性委員の方が、活動をしています。世の中の半分は女性、子を育て、家事をこなし、農作業を行う等、農家のお母さん達の力が、農業の六〇七割を支えているのではないのでしょうか。このお母さん達の持つ、行動力、その感性から発揮される発想を農業分野に生かすべきであり、今後、益々、女性農業委員にご活躍頂ければ潮来市農業の活性化につながるのではないかと思います。

最後に、今年の夏も暑い日が続きます。水分を多めに取り、熱中症に気を付けて頂き体調管理に十分注意してください。

広報委員 方波見 議

広報委員会

- 委員長 高橋 慶 治
- 副委員長 高品 二美代
- 委員 鶴田 美喜男
- 委員 方波見 議
- 委員 宮本 三千男